

名古屋市緑政土木局測量標等管理要綱

令和6年4月

名古屋市緑政土木局測量標等管理要綱

（目的）

第1条 この要綱は、法令に基づき、名古屋市緑政土木局が管理する測量標及び標識（以下「測量標等」という。）について、その使用等に関する必要な事項を定めることにより、測量標等を適正に管理することを目的とする。

（測量標等の定義）

第2条 この要綱において、測量標とは測量法に基づいて設置された次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定める。

- （1）**水準点** 水準測量の基準とするために設置された測量標をいう。
- （2）**多角点（測量法）** 多角測量の基準とするために設置された測量標をいう。また、多角点（測量法）のうち建物の屋上等に設置された測量標を多角屋上点という。
- （3）**多角水準点** 水準点及び多角点の機能をあわせて有する測量標をいう。
- （4）**道路台帳基準点** 道路台帳測量に伴い設置された測量標をいう。
- （5）**街区基準点** 都市再生街区基本調査により設置された次に示す測量標をいう。
 - ア 街区三角点
 - イ 街区多角点
 - ウ 街区三角点節点
 - エ 街区多角点節点
- （6）**図根多角点（測量法）** 街区の世界座標化事業により設置された測量標をいう。
- （7）**その他の測量標** 前各号に示す測量標以外の測量標をいう。

2 この要綱において、標識とは国土調査法に基づいて設置された次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定める。

- （1）**都市部官民境界基本調査による標識** 都市部官民境界基本調査により設置された次に示す標識をいう。
 - ア 都市部官民境界基本多角点
 - イ 都市部官民境界基本細部点
- （2）**地籍調査による標識** 地籍調査により設置された次に示す標識をいう。
 - ア 地籍図根三角点
 - イ 地籍図根多角点

ウ 細部図根点

(3) 図根多角点（国土調査法） 震災復興対策支援事業により設置された標識をいう。

3 測量標等が有する成果の精度と種別については次表に示す。

測量標・標識の区分	成果の精度	成果の種別		
		水準成果 (T.P.)	位置座標成果 (X、Y)	高さ成果 (H)
水準点	1級水準点	○		
多角点(測量法)	1級基準点		○	○
多角水準点	1級水準点・1級基準点	○	○	○
道路台帳基準点	2級基準点		○	○
街区三角点	2級基準点		○	○
街区多角点	3級基準点		○	○
街区三角点節点	3級基準点		○	○
街区多角点節点	4級基準点		○	○
図根多角点 (測量法・国土調査法)	4級基準点		○	○
その他の測量標	2級基準点～4級基準点		○	○
都市部官民境界基本 多角点	3級基準点		○	○
都市部官民境界基本 細部点	4級基準点		○	
地籍図根三角点	2級基準点		○	○※
地籍図根多角点	3級基準点		○	○※
細部図根点	4級基準点		○	○※
備 考	※一部については高さ成果(H)なし			

(測量成果の閲覧)

第3条 市長は、測量標等の測量成果を一般の閲覧に供するものとする。

(測量標等の使用)

第4条 測量を実施するために測量標等を使用する者（以下「使用者」という。）は、測量法第26条の規定により測量標等使用承認申請書（第1号様式）を提出し、測量標等使用承認書（第2号様式）により市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長（公共測量成果を管理する測量計画機関）が認める場合は、前項によらず測量標等使用包括承認申請書（第3号様式）を提出し、測量標等使用包括承認書（第4号様式）により、測量標等全点について市長の包括承認を受けることができるものとする。

（測量標等の使用報告）

第5条 使用者は、測量標等の使用後に測量標等使用報告書（第5号様式）により使用結果を市長に報告するものとする。

- 2 測量標等に異常（亡失、き損、成果異常等）が認められる場合は、使用者は第5号様式に根拠となる資料を添付して市長に報告しなければならない。

（使用の制限）

第6条 近接する工事等により測量標等の使用に影響を受けるおそれがある場合は、市長は速やかにその使用を制限するものとする。

- 2 前項により使用の制限をした測量標等について、その使用に問題がないことが認められた場合は、市長は速やかに使用の制限を解除するものとする。

（使用の中止）

第7条 測量標等に異常が認められる場合は、市長は速やかにその使用を中止するものとする。

- 2 前項により使用の中止をした測量標等について、その使用に問題がないことが認められた場合は、市長は速やかに使用の中止を解除するものとする。

（測量標等の管理）

第8条 測量標等の効用に影響を及ぼす恐れがある場合の取扱いについては、名古屋市緑政土木局測量標等保全要綱によるものとする。

- 2 市長は、測量標等の点検を行うことにより、適正な管理に努めるものとする。
- 3 前項の点検により、測量標等の亡失、き損、その他異常が確認された場合は、市長は速やかに必要な措置を講じるものとする。

（窓口）

第9条 本要綱におけるすべての事務手続の窓口は、緑政土木局路政部測量調査課とする。

(その他)

第 10 条 この要綱により難い場合又は定めのない事項についての取扱いは、市長が都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

測量標等使用承認申請書

(あて先)

名古屋市 長

申請者 住 所
氏 名

名古屋市緑政土木局測量標等管理要綱第4条1項の規定により、下記の通り申請します。
記

使 用 目 的	地図製図測量 ・ 工事測量 ・ その他	
使 用 期 間	承認日 ～	
使用する測量標等の 番号(区名)	(区) (区) (区)	
測量計画 機関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	
測量作業 機関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	
備 考 (担当者連絡先)	TEL:	

(日本産業規格A4)

(第2号様式)

第 号

年 月 日

測量標等使用承認書

(あて先)

名古屋市長

名古屋市測量標等の使用を、下記のとおり承認します。

記

使用目的	地図製図測量 ・ 工事測量 ・ その他	
使用期間	承認日 ～	
使用する測量標等の番号(区名)	(区) (区) (区)	
測量計画機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
測量作業機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
備考 (担当者連絡先)	名古屋市ウェブサイトに掲載している使用制限中の測量標をご確認ください。 また、事前に精度を確認の上ご使用ください。 TEL:	

(日本産業規格A4)

年 月 日

測量標等使用包括承認申請書

(あて先)

名古屋市 長

申請者 名 称

代表者氏名

名古屋市緑政土木局測量標等管理要綱第4条2項の規定により、下記の通り申請します。

記

使 用 目 的	地図製図測量 ・ 工事測量	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
測 量 地 域	名古屋市 内	
使用する測量標等の番号	名古屋市が管理する全ての測量標等	
申 請 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	
備 考 (担当者連絡先)	TEL:	

(日本産業規格A4)

第 号

年 月 日

測 量 標 等 使 用 包 括 承 認 書

(あて先)

様

名古屋市長

名古屋市測量標等の使用を、下記のとおり承認します。

記

使 用 目 的	地図製図測量 ・ 工事測量	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
測 量 地 域	名 古 屋 市 内	
使用する測量標等の番号	名古屋市が管理する全ての測量標等	
申 請 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	
備 考 (担当者連絡先)	TEL:	

(日本産業規格A4)

年 月 日

測 量 標 等 使 用 報 告 書

(あて先)

名古屋市長

報告者 住 所

氏 名

測量標等を使用しましたので、下記のとおり報告します。

記

	使 用 目 的	地図製図測量 ・ 工事測量 ・ その他
	使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
※1	承 認 書 文 書 番 号	
※2	区名及び境界確認申請番号	
※3	件 名 及 び 発 注 者	
	備 考 (担 当 者 連 絡 先)	TEL:

※1 使用承認（包括承認を除く）を受けた場合は記載する

※2 土地家屋調査士など、境界確認申請に伴う使用の場合は記載する

※3 公共工事等による測量で使用した場合は、工事等の件名及び発注者（局課公所名）を記載

測量標等の状況

測量標等番号	区名	現況（該当欄に○印をつけて下さい）						備 考
		正常	亡失	不明	傾斜	き損	成果異常	

正常でない場合は、根拠となる資料（写真、測量成果等）を添付すること。測量標等が多い場合は別紙可。